

2020年12月25日
大王製紙株式会社

当社取締役に対する訴訟の終結（勝訴）に関するお知らせ

当社の2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、北越コーポレーション株式会社（以下「北越コーポレーション」といいます。）が当社取締役13名（訴訟提起当時）に対して提起した損害賠償請求訴訟の控訴審判決につきましては、北越コーポレーションから上告受理の申立てがなされておりましたところ、2020年12月24日、最高裁判所は、上告受理申立ての全部につき、上告審として受理しないと決定をいたしました。これにより、当社取締役が勝訴した控訴審判決が確定し、上記事件は終結することになりましたので、お知らせします。

記

1. 決定のあった裁判所および年月日

最高裁判所

2020年12月24日

2. 決定の内容

北越コーポレーションの上告受理の申立てに対して上告審として受理しないと決定し、控訴審判決が確定しました。

控訴審判決の内容は、2019年7月17日付「[当社取締役に対する訴訟の控訴審勝訴に関するお知らせ](#)」記載のとおりであり、また、第一審判決の内容は、2018年9月20日付「[当社取締役に対する訴訟の全面勝訴判決に関するお知らせ](#)」記載のとおりです。

以上